

# 令和6年度

## 丹波篠山市スマートエネルギー導入補助金のご案内

気候変動の主な原因となる温室効果ガスの排出削減を最大限に推進しつつ、気候変動の影響による被害を防止及び軽減した持続可能な都市の実現を目的として、スマートエネルギー設備を導入する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体に対し、補助金を交付します。

### 1 申請受付期間

令和6年4月8日（月）～令和7年3月7日（金）

### 2 補助金交付対象者

以下の要件を満たす方。

#### (1) 個人の場合

- ① 自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅に補助対象設備を導入する方
- ② 補助金の請求時に、丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている方
- ③ 市税（国民健康保険税含む。）の滞納がない方

#### (2) 自治会等の団体の場合

集落の公民館等の活動拠点に補助対象設備を導入する自治会、まちづくり協議会又はこれらの派生団体として市長が認める団体

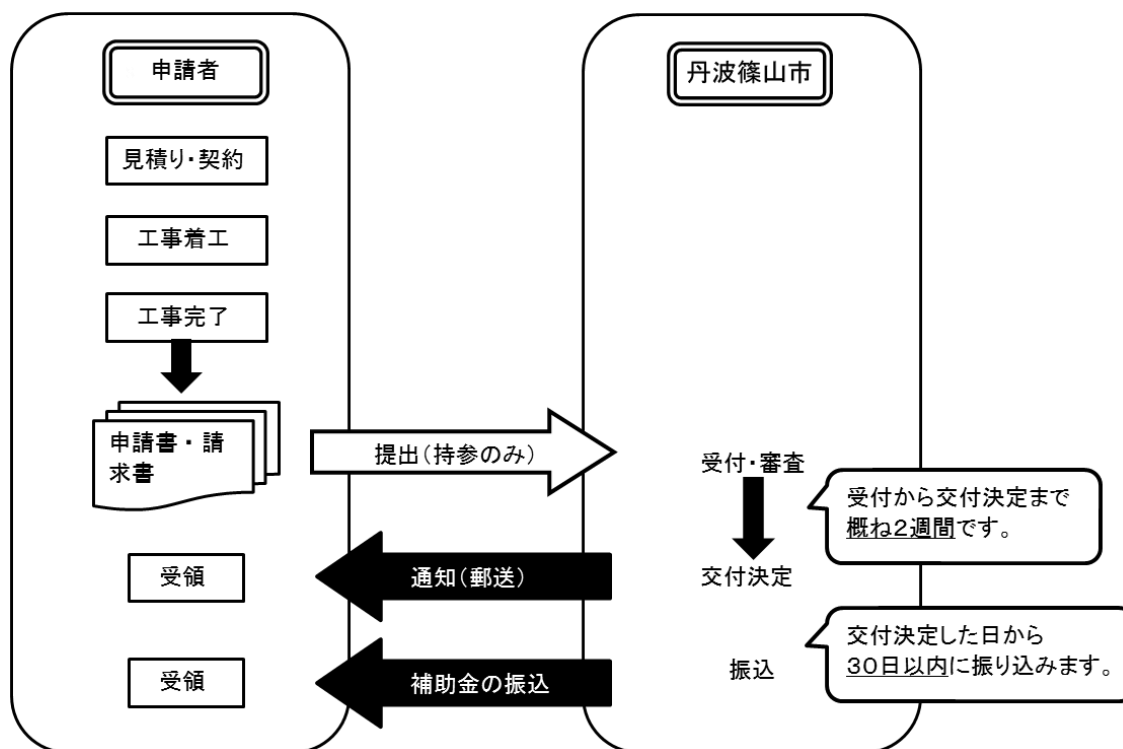
#### (3) 事業者の場合

- ① 以下の(ア)又は(イ)に該当する方  
(ア) 自ら営業を営み、又は活動する市内の事業所に補助対象設備を導入する個人事業者又は法人  
(イ) 市内の事業所に補助対象設備を貸し出す個人事業者又は法人
- ② 補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者

※ 令和6年度内に工事完了される方が対象です。令和6年3月31日以前に契約し、4月1日以降に工事完了された方も対象となります。

※ 丹波篠山市産業活性化支援事業補助金（住宅リフォーム助成）やの補助要件を満たすものは重複して補助を受けていただくことも可能です。

### 3 申請の流れ



### 4 補助対象項目、補助金額及び上限額

補助対象項目	種類	補助金額	上限額
太陽光発電システム	モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値が 1kW 以上 10kW 未満のもの ※新たに導入するもの	モジュールの出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力合計値のいずれか低い方 1kW 当たり 1 万円	5 万円
蓄電池	蓄電池容量 1kWh 以上の定置用のもので、太陽光発電システムが既に設置されている建物又は新たに設置される建物に導入されるもの ※新たに導入するもの	蓄電池容量 1kWh 当たり 1 万円	5 万円
次世代自動車等	① 電気自動車(普通自動車・小型自動車) ② " (軽自動車) ③ 燃料電池自動車 ※①-③は車輪数が四輪以上のもの ④ その他(三輪以下の電動車) 例) 電動ミニカー・電動バイク ※④は事業者・自治会等のみ対象	車両本体・付属機器の購入費の 1/10	① 10 万円 ② 5 万円 ③ 10 万円 ④ 3 万円

※ 中古品、自作品は除きます。個人による次世代自動車等のリース導入は除きます。

※ 各補助対象項目の対象要件と必要書類は、P4～P6 をご参照ください。

## 5 申請方法

申請用紙等は、下記で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

上記書類をすべて揃えて、窓口まで直接ご提出ください。

不明な点は必ず事前にご相談ください。提出前にファックス等により書面の内容が確認できれば郵送でも対応しますが、受付は書類の原本が到着した時点となります。

## 6 申請先（問い合わせ先）

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課（本庁舎 2 階）

〒669-2397 丹波篠山市北新町 4 1

TEL：079-552-5013（平日 8:30～17:15）

FAX：079-552-0619

E-mail：kankyo\_div@city.sasayama.hyogo.jp

NO. 1 太陽光発電システム

対象要件	<p>太陽電池を利用することにより、太陽光を受け発電するシステムで、次の要件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日本産業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証を受けたもの</li> <li>イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの</li> <li>ウ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を開始できるもの</li> <li>エ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値が1kW 以上10kW 未満のもの</li> <li>オ 中古品・自作品・リース品でないもの</li> <li>カ 設備等の更新等による買換えでないもの</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 機器購入費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 太陽電池モジュール</li> <li>イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー）</li> <li>ウ カラーモニター</li> </ul> </li> <li>② その他付属機器購入費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 架台</li> <li>イ 接続箱</li> <li>ウ 交流側開閉器</li> <li>エ 余剰電力販売用電力計</li> <li>オ 配管及び配線器具</li> </ul> </li> <li>③ 設置工事費</li> </ul>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スマートエネルギー導入補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>② スマートエネルギー導入補助金交付請求書（様式第2号）</li> <li>③ 事業実績報告書（別紙1号）</li> <li>④ 見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</li> <li>⑤ 施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの）※備考欄記載の販売証明書でも可。</li> <li>⑥ 保証書の写し</li> <li>⑦ 施工写真（建物全景の写真、設置箇所の施工前、施工中、施工後の写真） ※太陽電池モジュールおよびパワーコンディショナーの写真は必須。</li> <li>⑧ 太陽電池モジュールの配置図</li> <li>⑨ 太陽電池モジュールの最大出力が分かるもの（カタログの写し等）</li> <li>⑩ パワーコンディショナーの定格出力が分かるもの（カタログの写し等）</li> <li>⑪ 電力受給契約の内容が分かるものの写し（電力受給契約書の写し等）</li> <li>⑫ 案内図（住宅地図等）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 建物所有者同意書（書式2）※申請者以外の所有者がいる場合に限る。</li> <li>⑭ 共同名義人同意書（書式3）※申請者以外の名義人がいる場合に限る。</li> <li>⑮ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し ※事業者の場合に限る。</li> <li>⑯ 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※事業者の場合に限る。</li> <li>⑰ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

備考

- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。

## NO. 2 蓄電池

対象要件	<p>再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムで、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 蓄電池容量が1 kWh 以上の定置用のもの</p> <p>イ 一般社団法人環境共創イニシアチブの補助対象機器として認められたもの又はそれと同等以上の性能を有すると認められるもの</p> <p>ウ 太陽光発電システムが既に設置されている建物又は新たに設置される建物に導入されるもの</p> <p>エ 中古品・自作品・リース品でないもの</p> <p>オ 設備等の更新等による買換えでないもの</p>
補助対象経費	<p>① 機器購入費</p> <p>ア 蓄電池部                      イ 電力変換装置</p> <p>② その他付属機器購入費（配管及び配線器具）</p> <p>③ 設置工事費</p>
必要書類	<p>必須書類</p> <p>① スマートエネルギー導入補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>② スマートエネルギー導入補助金交付請求書（様式第2号）</p> <p>③ 事業実績報告書（別紙2号）</p> <p>④ 見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤ 施工業者への支払いが確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ※備考欄記載の販売証明書でも可。</p> <p>⑥ 保証書の写し</p> <p>⑦ 施工写真（製品型式が読み取れる写真、建物全景の写真、設置箇所の施工前、施工中、施工後の写真）</p> <p>⑧ 配線図（太陽光発電システムとの連携が確認できる書類）</p> <p>⑨ 蓄電池容量が分かるもの（カタログの写し等）</p> <p>⑩ 案内図（住宅地図等）</p>
	<p>その他</p> <p>⑪ 建物所有者同意書（書式2） ※申請者以外の所有者がいる場合に限る。</p> <p>⑫ 共同名義人同意書（書式3） ※申請者以外の名義人がいる場合に限る。</p> <p>⑬ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し ※事業者の場合に限る。</p> <p>⑭ 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ※事業者の場合に限る。</p> <p>⑮ その他市長が必要と認める書類</p>

## 備考

- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。

NO. 3 次世代自動車等

対象要件	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車）又は型式認定を取得している車両で、次に掲げるもの</p> <p>ア 一般社団法人次世代自動車振興センターにおけるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両であるもの</p> <p>イ 車輪数が四輪以上のもの（自治会等及び事業者による申請を除く。）</p> <p>ウ リースによる導入でないもの（自治会等及び事業者による申請を除く。）</p> <p>※ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車は補助対象外。</p>
補助対象経費	<p>①車両本体購入費</p> <p>②その他付属機器購入費（充電ケーブル）</p>
必要書類	<p>必須書類</p> <p>① スマートエネルギー導入補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>② スマートエネルギー導入補助金交付請求書（様式第2号）</p> <p>③ 事業実績報告書（別紙3号）</p> <p>④ 見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤ 施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ※備考欄記載の販売証明書でも可。</p> <p>⑥ 保証書の写し</p> <p>⑦ 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>⑧ 案内図（住宅地図等）</p>
	<p>その他</p> <p>⑨ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し ※事業者の場合に限る</p> <p>⑩ 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※事業者の場合に限る。</p> <p>⑪ 自動車賃貸契約書の写し ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>⑫ 貸与料金の算定根拠明細書（別紙4号） ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>⑬ その他市長が必要と認める書類</p>

備考

- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。